

教第50号議案

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の件
神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年11月5日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和27年6月教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第9条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項第2号及び第3号に規定する市民税の所得割課税の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。）については、指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市民税の所得割課税の額を算定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年9月1日より適用する。

理 由

国の制度改正等に伴い指定都市と指定都市外の市民税所得割額の算定基準が変更されることにあたり、保育料減免にかかる基準額の表記が指定都市に住所を有する者と、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とで違うため、神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則 ぬきがき

(____ は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

附 則

第9条 条例第6条第1項第4号に規定する教育委員会が特に必要があると認める者とは，次の各号に掲げる者とする。

(1)～(5) 略

2 略

(1)～(5) 略

3 略

4 第2項第2号及び第3号に規定する市民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については，所得割課税額の合計額とする。)については，指定都市の区域内に住所を有する者であるときは，これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして，市民税の所得割課税の額を算定するものとする。

4 条例第6条第3項に規定する特に必要があると認める者は，災害により被害を受けた者で，特に減免の必要があると認める者とする。

5

「神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則」改正概要

1. 趣旨

- ・神戸市では、市立幼稚園に在園する園児の保護者で、経済的な理由により保育料の納付が困難な方に対して、「神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則」の規定により、保育料の全部又は一部を免除している。
- ・減免を行うにあたっては、当該世帯の市民税所得割額に応じて、減額割合を区分している。
- ・このたび、地方税法の改正により、平成30年度分の税率から、指定都市に住所を有する者について、道府県民税は2%、市民税は8%（指定都市以外に住所を有する者については、従来どおり道府県民税4%、市民税6%）に改められたことから、必要な規則改正を行う。

2. 改正内容

- ・「指定都市に住所を有する者について、指定都市以外に住所を有する者とみなして、市民税所得割額を算定する」旨の規定を加えることにより、当該年度の1月1日に指定都市に住所を有する者とそれ以外の者で、所得が同一であるにもかかわらず、保育料の取り扱いが異なることのないよう措置を講ずる。

[参考] 減免内容（月額）

基 準	減免前	減免後
①市民税所得割非課税	3,000円	0円
②市民税所得割額（6%算定）が48,000円以下	10,100円	3,360円
③市民税所得割額（6%算定）が59,000円以下	10,100円	5,050円

3. その他

- ・平成30年9月分以降の保育料について、平成30年度分の市民税所得割額により算定される。
- ・保育料の金額算定そのものについては、「子ども・子育て支援法施行規則」の改正により、指定都市に住所を有する者を指定都市以外に住所を有する者とみなす旨の規定が設けられている。（平成30年9月1日施行）
- ・市立幼稚園の保育料減免に関しては、例年11月中旬頃に保護者に案内を配付し、順次申請を受け付けている。